

決裁区分	市長 副市長	副市長 2.11.25 決裁	決裁	起案	令和 2年 11月 9日	設計番号	第 5 号		
			専決	決裁	令和 年 月 日	分類番号	J 0 1	浄書	
				施行	令和 年 月 日	保存年限	永 年	校号	
市長	平井副市長	副市長		起案者 職氏名	主任主事	上 田 早 織 (上田) (電話 56-0640番)			
部長	部次長	課長	課長補佐	主査	係				
環境	環境	環境 総務		庶務		鈴 2.11.9 本			
財務	財務	財政		主査		斗 2.11.13 賀			
		調度		主査		石 24.11.16 井			
随意契約									
請負工事起工並びに 一般競争 ^{入札} 執行について									
工事名		日乃出清掃工場3号炉定期修繕その他工事							
令和	2	年度	款			項	直 接 費		
一般会計 特別会計	支出目		目			節	費 用 目 録		
<p>上記の工事を別紙設計書並びに仕様書図面のとおり起工いたしたい。 前記工事を請負に付するので地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号の規定により下記を指定して来る 〃 2 月 〃 8 日 午前 〃 〃 時 〃 〃 分 随意契約執行のため別紙案により通知したい。</p>									

随意契約理由書

設計担当課	環境部日乃出クリーンセンター 所長 田中 庄司 印
工事名	日乃出清掃工場3号炉定期修繕その他工事
工事の概要	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3（一般廃棄物処理施設の維持管理）」および「同施行規則第4条の5（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）」の規定に基づき、焼却炉および付属する設備において、1年間のごみ焼却業務によって摩耗・焼損・腐食等が生じ、今後のごみ焼却業務に支障をきたすおそれのある設備に対し、部品の交換、分解整備および補修等を施すものである。
契約期間	契約日から令和3年(2021年)3月15日まで
契約の相手方	〔所在地〕札幌市中央区大通西5丁目11番地 〔名称〕株式会社タクマ 北海道支店 〔代表者名〕支店長 問谷 一麻
契約相手方の選定理由	<p>ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等の多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の能力を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも炉体設備、燃焼ガス冷却設備、灰処理設備等、主要設備の点検、調整、修理等の整備においては、特に専門的な独自技術が必要となるが、本工事において必要な設備機器およびソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されていないため、当該情報を有する者が当施設を建設したプラントメーカー以外には存在せず、他に本契約を履行できるものがない。また、仮に他の業者が施工し不測の事態が発生したときには、責任の所在が不明確となり、迅速な原因究明が図れずに適切な復旧措置を講ずることが極めて困難になることから、焼却炉の長期停止が予想されごみ焼却処理に多大な影響を及ぼすことになるため、このような事態は絶対避けなければならない。</p> <p>以上のことから、当該施設建設プラントメーカーである株式会社タクマ北海道支店と随意契約するものである。</p>
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 随意契約ガイドライン2(1)エ

- (注意点)
- ・契約相手方の選定理由については、随意契約ガイドラインの運用上の留意点に基づき、明確に記載すること。
 - ・根拠法令については、随意契約ガイドラインにおいて適用した基準についても記載すること。

様式第4号(第4条関係)

情報一部公開決定通知書		
八財資 第 242 号 令和 5年 2月 7日		
函館市議会 市民クラブ 会長 小野澤 猛史 様		
八雲町長 岩村 克 詔		
令和 5年 1月 29日付けで請求のありました情報の公開について、次のとおり一部を公開することと決定しましたので、八雲町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。		
情報の内容等	「八雲町固定資産税標準宅地(熊石地域)鑑定評価業務」の委託契約(随意契約)(平成28年5月9日締結)にかかる業者選定理由及び随意契約書並びにその成果品の一部。	
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他()	
公開の日時	令和 5年 2月 7日	
公開の場所	写しの交付(郵送)による。	
公開しない部分の内容及び理由	内容	委託契約書及び不動産鑑定評価書中の個人の印影及び不動産鑑定事務所の代表者の印影。
	理由	八雲町情報公開条例第6条第1項第2号に該当。
※公開することができる時期		
問い合わせ先(担当課)	財務課資産税係 担当 主事 本間 直人 電話0137-62-2114(内線254)	
備考	当該公開情報の写しの交付に要する費用は、八雲町情報公開条例第16条第2項及び同規則第9条の規定に基づき、その写しの交付を受ける者が負担します。 また、費用の納入確認後、写しの交付(郵送)を行います。	

- 注 1 情報の公開を受ける際に、この通知書を必ず御持参ください。
2 当日ご都合が悪い場合、その他不明な点がある場合には、あらかじめ担当課にご連絡ください。

随意契約の状況					
所管 財務課					
執行 平成 28 年 5 月 9 日					
事業名	契約業者名	予定価格 (円) 税込 (税抜)	契約金額 (円) 税込 (税抜)	事業概要	事業期間
八雲町固定資産税標準宅地 (熊石地域) 鑑定評価業務	森元不動産鑑定事務所	1,824,660 (1,689,500)	1,807,920 (1,674,000)	平成 30 年度の固定資産(土地)の評価替において活用する標準宅地の不動産鑑定を実施する。	平成 28 年 5 月 9 日から 平成 29 年 3 月 24 日まで
<p>標準宅地の鑑定評価において、地勢、土地利用の変遷等、八雲町(熊石地域)の実態に精通している鑑定士に依頼することが最も適当であると判断するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項及び八雲町財務規則第 140 条第 2 項第 1 号の規定により上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>					

委託契約書



- 1 委託業務名 八雲町固定資産税標準宅地(熊石地域)鑑定評価業務
- 2 履行期間 平成28年5月9日から
平成29年3月24日まで
- 3 業務委託料 金1,807,920円
(うち消費税及び地方消費税の額 金133,920円)
- 4 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年5月9日

委託者 北海道二海郡八雲町住初町138番地
八雲町長 岩村 克 詔

受託者 北海道函館市若松町2番5号
森元不動産鑑定事務所 森 元 浩

鑑 定 評 価 書

No. 1

提 出 先	八雲町
発 行 番 号	第 Y29-1 号
発 行 年 月 日	平成29年3月15日
不動産鑑定業者の 住所・名称	函館市若松町2番5号 森元不動産鑑定事務所
資 格 氏 名	不動産鑑定士 森元 浩

I. 基本的事項及び鑑定評価額等

価 格 時 点	平成29年1月1日
鑑定評価の依頼目的	固定資産税標準宅地の適正な時価を求めるための基礎資料
不動産の種類・類型	更地として
価 格 の 種 類	正常価格
評 価 条 件	現況が建物・構築物等の敷地である場合には、当該建物等がなく、かつ使用収益を制約する権利が付着していないものとしての土地のみの独立鑑定評価
鑑定評価の依頼目的及び条件と価格の種類との関係	本件鑑定評価は、上記依頼目的及び条件により、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格を求めるものであり、求める価格は正常価格である。
関与不動産鑑定士及び関与不動産鑑定業者に係る利害関係等	①・有()
鑑定評価を行った日	平成29年3月8日
評価対象不動産の確認	実 地 調 査 日 平成29年2月8日ほか 実地調査を行った不動産鑑定士 森元 浩 立会人の氏名及び職業 立会人なし 実地調査を行った範囲 接面街路から目視可能な範囲 実地調査の一部を実施できなかった場合にあってはその理由 上記のとおり実施した 確認に用いた資料 法務局出張所における登記簿謄本、同付属図面 照 合 の 結 果 上記確認資料と照合し、一致を確認

(1) 標準宅地番号	(2) 所在及び地番 (住居表示)	(3) 地積 m ²	(4) 1平方メートル当たり標準価格 円/m ²	(5) 鑑 定 評 価 額	
				総 額 円	1平方メートル当たり価格 円/m ²
1	北海道八雲町熊石折戸町412番16内 ()	500.00	1,600	800,000	1,600

(様式1)

鑑定機関の選定理由の基準

鑑定機関の選定理由については、次のとおり取扱っている。

1 不動産鑑定業者の選定要件

- (1) 不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3号に規定する不動産鑑定業者であること。
- (2) 社団法人北海道不動産鑑定士協会の会員であること。
- (3) 地価公示法第2条の規定に基づく国の標準地の価格の調査および国土利用計画法施行令第9条の規定に基づく道の基準地の標準価格の調査に関し、国および道の指定を受けている不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者であること。

2 鑑定評価を依頼する相手方の決定

鑑定評価を依頼する相手方は、その都度選定要件を満たしている業者の中から当該評価物件の地理的条件、地価公示および地価調査の担当地域、過去において市が依頼した鑑定評価の実績および信頼性並びに当該評定事務の利便性等を総合勘案の上適当と認めたものとする。